

令和7年2月

市議会定例会提出議案説明書

総務部総務課

提出議案件数

1 議案	65件
(1) 条例	23件
	(制定3件、廃止1件、改正19件)
(2) 予算	33件
	(補正12件、当初21件)
(3) その他	8件
① 字の区域の画定について	1件
② 事業委託契約の変更について	1件
③ 財産取得の変更について	1件
④ 市道路線の認定及び変更について	1件
⑤ 市道路線の廃止について	1件
⑥ 指定管理者の指定について	2件
⑦ 包括外部監査契約の締結に関する件について	1件
(4) 人事	1件(追加提案予定)
・ 田人財産区管理委員選任の同意を求めることについて	1件
2 報告	1件
・ 債権放棄の報告について	
3 諮問	5件(追加提案予定)
・ 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	5件

議案番号	第1号	所属部課名	こどもみらい部 こども家庭課
案件名	いわき市ひとり親家庭等応援金支給条例の制定について		
主 な 内 容	<p>ひとり親家庭等で児童を監護している者に対し、児童が中学校を卒業する際にひとり親家庭等応援金を支給することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって児童の新生活を応援するため、本条例を制定するもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 制 定 内 容)</p> <p>1 支給要件（第2条関係） 児童扶養手当の認定を受けた者であって、次の要件を具備するものに対し、応援金を支給する。</p> <p>(1) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を同月1日（以下「基準日」という。）に監護していること。</p> <p>(2) 基準日において本市に引き続き1年以上住所を有していること。</p> <p>(3) 基準日の属する支払期月に児童扶養手当の全部又は一部の支給を受けていること。</p> <p>2 応援金の額（第3条関係） 応援金の額は、児童1人につき100,000円とする。</p> <p style="text-align: center;">(施行日 令和7年4月1日)</p> <p>3 廃止する条例（附則関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわき市父子、母子等奨学資金支給条例 ・ いわき市父子、母子福祉手当支給条例 ・ いわき市父子、母子家庭等入学児童祝金条例 <p style="text-align: center;">(施行日 令和8年4月1日)</p>		
摘 要	<p>○ 父子、母子等奨学資金の概要 児童が高等学校又は高等専門学校に在学中に、月額5,000円を支給。</p> <p>○ 父子、母子福祉手当の概要 児童の出生から義務教育終了前までの期間に、当該児童2人までは年額1万円、1人増すごとに1,500円を加算した額を支給。</p> <p>○ 父子、母子家庭等入学児童祝金の概要 小学校に入学する児童1人につき7,000円、中学校に入学する児童1人につき9,000円を給付。</p>		

議案番号	第2号	所属部課名	保健福祉部	医療対策課
案件名	いわき市医学生応援修学資金貸与条例の制定について			
主 な 内 容	<p>大学の医学を履修する課程に在学する者であって、将来市内の病院に医師として勤務しようとするものに対し、修学に必要な資金を貸与することにより、本市の医師の確保を図るため、本条例を制定するもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 制 定 内 容)</p> <p>1 修学資金の貸与契約（第2条関係） 大学の医学を履修する課程に在学する者であって、将来市内の病院に医師として勤務しようとするものの申請により、修学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができる。</p> <p>2 修学資金の額（第3条関係） 修学資金の額は、月額235,000円とする。</p> <p>3 返還債務の当然免除（第6条関係） 市内の病院の医師として通算して在職した期間が、修学資金の貸与を受けた期間に達したとき等は、修学資金の返還を免除する。</p> <p>4 返還（第9条関係） 次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を一括して返還しなければならない。 (1) 退学等により契約が解除されたとき。 (2) 医師となった後、最初に臨床研修等に従事した日から20年以内に、市内の病院の医師として在職した期間が、修学資金の貸与を受けた期間に達しなかったとき。 (3) 大学を卒業した後、2年以内に医師とならなかったとき。</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 令 和 7 年 4 月 1 日)</p>			
摘 要				

議案番号	第3号	所属部課名	土木部	土木課
案件名	いわき市土木審議会条例の制定について			
主 な 内 容	<p>本市の土木行政の効果的かつ効率的な運営を図るための調査審議を行う「いわき市土木審議会」を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本条例を制定するもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 制 定 内 容)</p> <p>1 所掌事務（第2条関係） 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 土木政策の方針、基準等に関する事項 (2) その他、審議会が必要と認める事項</p> <p>2 組織（第3条関係） 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 学識経験を有する者 (2) その他、市長が必要と認める者</p> <p>3 任期（第4条関係） 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 公 布 の 日)</p>			
摘 要	<p>○ 地方自治法第138条の4第3項（抜粋） 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。</p>			

議案番号	第4号	所属部課名	こどもみらい部 こども家庭課
案件名	いわき市出産支援金支給条例の廃止について		
主 な 内 容	<p>令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により子ども・子育て支援法の一部が改正され、「出産・子育て応援金」に代わり「妊婦支援給付金」が法定化されることを踏まえ、総合的に子ども・子育て支援を推進していく視点から、目的を同じくする出産支援金を廃止するため、本条例を廃止するもの。</p> <p style="text-align: center;">（施行日 令和8年4月1日）</p>		
摘 要	<p>○ 出産支援金の概要 平成26年4月1日以降、出生児が出生した日現在において、市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている父又は母に対し、第1子に5万円、第2子に6万5千円、第3子以降に8万円を支給。</p> <p>○ 妊婦支援給付金の概要 妊婦であることの認定後に5万円、妊娠している胎児の数の届出後に胎児一人あたり5万円を給付。</p>		

議案番号	第5号	所属部課名	総務部 人材育成支援課
案件名	いわき市部設置条例の改正について		

令和7年4月に組織改正を行うため、所要の改正を行うもの。

(改 正 内 容)

○ 事務分掌の改正（第2条関係）

主
な
内
容

現 行	改 正
第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 総合政策部 (1)～(6) (略) _____ (略) 産業振興部 (1)～(6) (略) (7) <u>東京事務所に関すること。</u> (略)	第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 総合政策部 (1)～(6) (略) (7) <u>東京事務所に関すること。</u> (略) 産業振興部 (1)～(6) (略) _____ (略)

(施行日 令和7年4月1日)

摘
要

議案番号	第6号	所属部課名	総務部	総務課
案件名	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について			
主 な 内 容	<p>令和6年6月7日に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、条例で引用する同法の条項に移動が生じること、また、国の制度変更等に伴い、個人番号の利用範囲等に変更が生じることから、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 改 正 内 容)</p> <p>1 定義の改正（第2条関係） 第2条で引用する法律の条項を改める。</p> <p>2 個人番号の利用範囲の改正（別表第1（第3条関係）関係）</p> <p>(1) 国の制度として妊婦のための支援給付が創設されたことに伴い、個人番号を利用することができる事務に、妊婦のための支援給付に関する事務を加える。</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 令 和 7 年 4 月 1 日)</p> <p>(2) 健康保険証からマイナ保険証への移行に伴い、医療保険の資格情報を健康保険証以外の方法により確認できるようにするため、医療費の助成等に関する事務を処理するために利用及び連携することができる特定個人情報に、医療保険各法に係る給付関係情報を含める。</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 公 布 の 日)</p>			
摘 要	<p>○ 法に定める地方公共団体の長が個人番号を利用することができる事務福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるもの。</p>			

議案番号	第7号	所属部課名	総務部	人事課				
案件名	いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について							
主 な 内 容	<p>令和6年5月31日に公布された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲が拡大されることから、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(改 正 内 容)</p> <p>○ 時間外勤務の制限の対象となる職員（第8条の3関係）</p> <table border="1" data-bbox="325 936 1458 1093"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 936 852 987">現 行</th> <th data-bbox="852 936 1458 987">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="325 987 852 1093">3歳に満たない子を養育する職員</td> <td data-bbox="852 987 1458 1093">小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(施行日 令和7年4月1日)</p>				現 行	改 正	3歳に満たない子を養育する職員	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
現 行	改 正							
3歳に満たない子を養育する職員	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員							
摘 要	<p>○ 時間外勤務の制限</p> <p>条例に規定する子を養育する職員から請求があった場合に、所定の労働時間を超える勤務を禁止するもの。</p>							

議案番号	第8号	所属部課名	総務部	人事課
案件名	いわき市職員の育児休業等に関する条例の改正について			
主 な 内 容	<p>令和6年5月31日に公布された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、条例で引用する同法の条項に移動が生じることから、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(改 正 内 容)</p> <p>第7条で引用する法律の条項を改める。</p> <p style="text-align: center;">(施行日 令和7年4月1日)</p>			
摘 要				

議案番号	第9号	所属部課名	総務部	人事課
案件名	いわき市職員の給与に関する条例等の改正について			

令和6年12月25日に公布された「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」により一般職の職員の給与に関する法律が改正され、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（以下「給与制度のアップデート」という。）」が行われること等から、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。

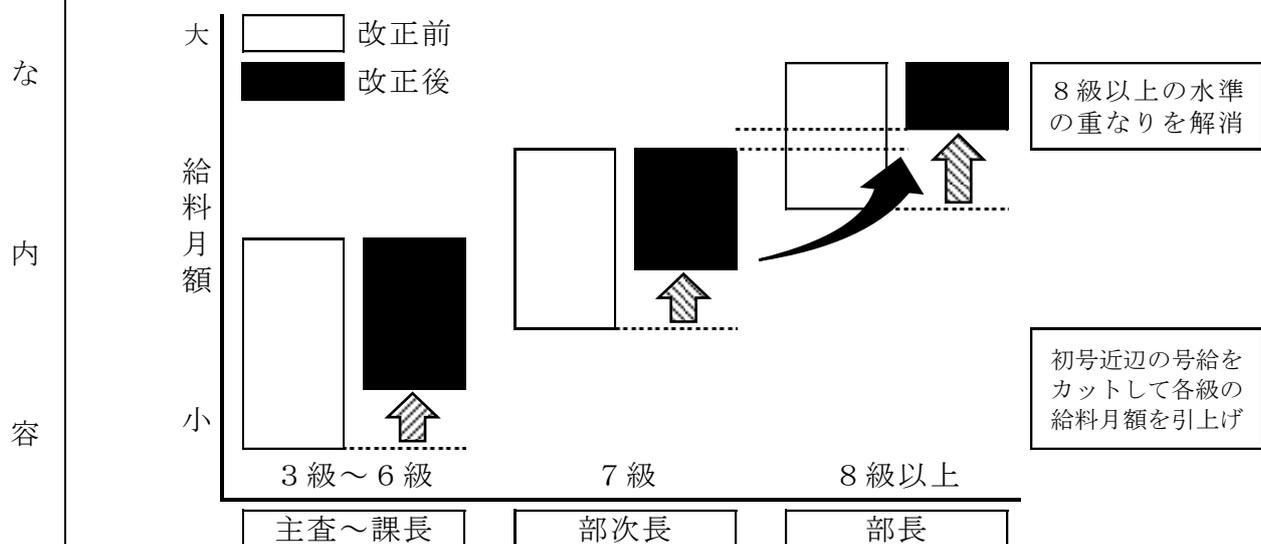
(主 な 改 正 内 容)

1 給与制度のアップデートの概要

(1) 給料表（別表第1及び第2（第3条関係）関係）

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、若年層の給与水準を引き上げるとともに、職務や職責をより重視した給料体系とする。

【新給料表（行政職給料表）への改定イメージ】



(2) 扶養手当（第10条関係）

段階的に、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の額を引き上げる等の見直しを行う。

区 分	令和7年度	令和8年度
配偶者に係る手当の月額	3,000円	廃止
子1人当たりの手当の月額	11,500円	13,000円

主
な
内
容

(3) 通勤手当（第12条関係）

支給限度額を1か月当たり150,000円に引き上げるとともに、通勤距離又は通勤時間に応じて、在来線特急列車等の特別料金や有料道路の料金を国に準じて通勤手当の支給対象とする。

(4) 管理職員特別勤務手当（第19条の2関係）

管理職員の勤務実態や頻発化する自然災害への対応等を踏まえ、国と同様に対象時間や対象業務等を見直す。

主
な
内
容

区分	現 行	改 正
対象時間	平日深夜の場合 午前0時から午前5時まで	平日深夜の場合 午後10時から午前5時まで
対象業務	・災害対応業務（災害対策本部第2配備体制以上の場合）	・災害対応業務（災害対策本部警戒体制に準じる体制以上の場合） ・公務運営上、臨時又は緊急の必要により行う業務

2 改正する条例

- ・ いわき市職員の給与に関する条例
- ・ いわき市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例
- ・ いわき市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- ・ いわき市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ・ いわき市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- ・ いわき市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年いわき市条例第40号）

（施行日 令和7年4月1日）

摘
要

○ 国の給与制度のアップデートの概要

若年層職員の離職が増加傾向にあることに加え、一般職試験申込者数の減少が続く等、国家公務員の人材確保が危機的な状況にあることから、公務を取り巻く環境変化を踏まえ、公務組織を支える多様で有為な人材を確保し、組織パフォーマンスを向上させ、持続可能な組織とするため、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図るもの。

議案番号	第10号	所属部課名	総務部	人事課
案件名	いわき市職員の退職手当に関する条例の改正について			
主 な 内 容	<p>令和6年5月17日に公布された「雇用保険法等の一部を改正する法律」により雇用保険法の一部が改正され、条例で引用する同法の条項に移動が生じること等から、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(改 正 内 容)</p> <p>○ 失業者の退職手当の改正（第16条関係） 引用する法律の条項等を改める。</p> <p style="text-align: center;">（施行日 令和7年4月1日）</p>			
摘 要	<p>○ 失業者の退職手当 職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間、失業しているときに、その差額分を特別の退職手当として支給するもの。</p>			

議案番号	第11号	所属部課名	消防本部	総務課
案件名	いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例及びいわき市消防団の設置等に関する条例の改正について			
主 な 内 容	<p>将来にわたり持続可能な消防団の運営を図ることを目的に、大学生等を対象とした機能別消防団を創設するため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(主 な 改 正 内 容)</p> <p>1 いわき市消防団員の任免、服務及び給与に関する条例の改正</p> <p>(1) 題名の改正 題名を「いわき市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例」に改める。</p> <p>(2) 団員の種類の追加（第1条の2関係） 団員の種類について、基本団員及び機能別団員を規定する。</p> <p>(3) 定員の追加（第1条の3関係） 定員について、基本団員は3,100人、機能別団員は100人と規定する。</p> <p>(4) 報酬の改正（別表第1（第12条関係）関係） 機能別団員の報酬年額を12,000円とする規定を加える。</p> <p>2 いわき市消防団の設置等に関する条例の改正 定員についての規定を削除する（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 令 和 7 年 4 月 1 日)</p>			
摘 要	<p>○ 機能別団員 より多くの市民が活動に参加できるよう、それぞれの能力やメリットを活かしながら、特定の消防団活動を時間の許す範囲で行う団員。</p>			

議案番号	第12号	所属部課名	市民協働部	市民課
案件名	いわき市戸籍手数料条例の改正について			
主 な 内 容	<p>法律の規定で「条例の定めるところにより無料で行うことができる」とされている戸籍に関する証明の事務について、法律の施行後迅速に対応するため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(改 正 内 容)</p> <p>○ 手数料の免除の改正（第4条関係） 手数料免除の対象となる法律の規定について、個別に列挙していたものを、包括的に引用する規定に改める。</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 公 布 の 日)</p>			
摘 要				

議案番号	第13号	所属部課名	市民協働部	地域振興課
案件名	いわき市集会所条例の改正について			

主

地域集会施設の所有管理の一元化と費用負担の公平化を図るため、地区の同意のもと、市立集会所については管理運営主体である自治会等への無償譲渡又は廃止することとしており、自治会において譲渡を受けるとの意向を確認した6集会所について自治会に譲渡することから、公の施設としての用途を廃止するため、所要の改正を行うもの。

(改正 内 容)

な

○ 用途廃止する集会所の削除（別表（第2条関係）関係）

内

名 称	位 置
いわき市永崎集会所	いわき市永崎字宮田 13 番地の 1
いわき市後田集会所	いわき市後田町源道平 40 番地の 5
いわき市関田集会所	いわき市勿来町関田御城前 98 番地の 3
いわき市金坂集会所	いわき市内郷宮町金坂 3 番地の 3
いわき市四倉十三区集会所	いわき市四倉町字六丁目 5 番地
いわき市中好間集会所	いわき市好間町中好間字八反田 27 番地の 3

容

(施行日 令和 7 年 4 月 1 日)

摘

○ 施設の概要

要

施設名	構造	延床面積	建築年度	管理運営主体
永崎集会所	木造平屋建	115.93 m ²	平成 25 年度	いわき市永崎区
後田集会所	木造平屋建	96.89 m ²	平成 25 年度	後田町自治会
関田集会所	木造平屋建	115.93 m ²	平成 25 年度	関田自治会
金坂集会所	木造平屋建	83.85 m ²	平成 25 年度	宮 1 区
四倉十三区集会所	木造二階建	56.62 m ²	平成 25 年度	四倉 13 区
中好間集会所	木造平屋建	149.06 m ²	平成 25 年度	中好間行政区

議案番号	第14号	所属部課名	水道局	総務課
案件名	いわき市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の改正について			
主 な 内 容	<p>令和6年3月29日に公布された「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」により水道法施行令の一部が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されることから、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">（主な改正内容）</p> <p>○ 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の改正（第3条及び第4条関係）</p> <p>(1) 布設工事監督者の資格要件に、技術上の実務経験として下水道等に関する実務経験を含める規定を加える。 また、学歴及び学科要件に土木工学科以外の課程を加える。</p> <p>(2) 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、1級土木施工管理技士の2次検定合格者を加える。</p> <p style="text-align: center;">（施行日 令和7年4月1日）</p>			
摘 要				

議案番号	第15号	所属部課名	保健福祉部 介護保険課
案件名	いわき市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について		
主 な 内 容	<p>令和6年12月27日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」により軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部が改正され、軽費老人ホームの運営に関する要件として栄養士の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるとされたこと等から、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(改 正 内 容)</p> <p>1 職員等の配置基準の改正 職員等の配置基準について、管理栄養士を加える。</p> <p>2 改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわき市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ いわき市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ いわき市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ いわき市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・ いわき市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・ いわき市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ いわき市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ いわき市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・ いわき市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・ いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 <p style="text-align: center;">(施行日 令和7年4月1日)</p>		
摘要			

議案番号	第16号	所属部課名	こどもみらい部 こどもみらい課
案件名	いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について		
主 な 内 容	<p>令和6年9月27日に公布された「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」により幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部が改正され、幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格要件の特例措置期間が延長されたことから、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(改 正 内 容)</p> <p>○ 職員の配置基準に係る特例措置期間の改正（附則第12項関係） 幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格要件の特例措置期間を2年間延長する。</p> <p style="text-align: center;">(施 行 日 公 布 の 日)</p>		
摘 要	<p>○ 幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格要件の特例措置 副園長及び教頭の資格要件として、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を受けた者に限るとしているが、特例として、いずれか一方を受けていれば、職員配置の員数に含めることができるとするもの。</p>		

議案番号	第17号	所属部課名	こどもみらい部 こどもみらい課
案件名	いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について		
主 な 内 容	<p>令和6年11月29日に公布された「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」等により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、保育所等における給食提供の外部搬入要件について、栄養士免許を有さない管理栄養士が対応した場合においても同要件を満たすとされたことから、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(改 正 内 容)</p> <p>1 食事の提供に係る特例措置の改正 保育所等における給食提供の外部搬入要件について、管理栄養士による必要な配慮が行われていることを加える。</p> <p>2 改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例 <p style="text-align: center;">(施行日 令和7年4月1日)</p>		
摘 要			

議案番号	第18号	所属部課名	保健所 生活衛生課
案件名	いわき市公衆浴場法施行条例及びいわき市旅館業法施行条例の改正について		
主 な 内 容	<p>令和6年12月18日に「公衆浴場における水質基準等に関する指針」の一部が改正され、公衆浴場の水質基準に係る検査項目の一部が見直されたことから、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(改 正 内 容)</p> <p>○ 浴槽水の水質基準項目の改正 浴槽水の水質基準項目について、大腸菌群を大腸菌に改める。</p> <p style="text-align: center;">(施行日 令和7年4月1日)</p>		
摘 要	<p>○ 本市における施設数（令和6年12月31日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆浴場 65施設 ・ 旅館業 273施設 		

議案番号	第19号	所属部課名	保健福祉部 地域包括ケア推進課
案件名	いわき市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の改正について		
主 な 内 容	<p>令和6年3月29日に公布された「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」により介護保険法施行規則の一部が改正され、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員の配置の基準が柔軟化されたことから、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">（ 改 正 内 容 ）</p> <p>○ 職員の配置の基準の改正（第3条関係）</p> <p>(1) 職員の員数について、第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、常勤換算方法によることができる規定を加える。</p> <p>(2) センターの効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認めるときは、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ配置基準を満たすものとする規定を加える。</p> <p style="text-align: center;">（ 施 行 日 公 布 の 日 ）</p>		
摘 要	<p>○ 地域包括支援センター運営協議会の概要</p> <p>センター事業の運営等に関する専門的な見地からの調査審議や、市民意見の反映を目的として設置するもの。本市では、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、介護保険被保険者の15名で構成。</p>		

議案番号	第20号	所属部課名	都市建設部	建築指導課
案件名	いわき市建築基準法関係手数料条例等の改正について			

令和4年6月17日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」により建築基準法等の一部が改正され、建築確認における審査項目の見直しが行われることや全ての新築住宅等への省エネ基準適合が義務付けられること等から、所要の改正を行うもの。

(主 な 改 正 内 容)

1 いわき市建築基準法関係手数料条例の改正

○ 建築物に関する確認申請手数料の改正（第2条関係）

床面積の合計	現 行	改 正
30㎡以内のもの	8,000円	9,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	15,000円	17,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	23,000円	34,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	29,000円	38,000円

2 いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の改正

○ 住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の追加（別表第1（第3条、第5条関係）関係）

区分	金額
一戸建ての住宅でその床面積が200㎡未満	38,000円
一戸建ての住宅でその床面積が200㎡以上	43,000円
共同住宅等でその床面積が300㎡未満	77,000円
共同住宅等でその床面積が300㎡以上2,000㎡未満	128,000円
共同住宅等でその床面積が2,000㎡以上5,000㎡未満	217,000円
共同住宅等でその床面積が5,000㎡以上	311,000円

3 改正する条例

- ・ いわき市建築基準法関係手数料条例
- ・ いわき市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例
- ・ いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例

(施行日 令和7年4月1日)

摘要

議案番号	第21号	所属部課名	都市建設部	公園緑地課
案件名	いわき市都市公園条例の改正について			

地域の歴史伝承や文化活動が行える機能を備えた磐城平城しろあと公園体験学習施設について、供用を開始するため、所要の改正を行うもの。

(改正 内 容)

- 1 有料公園施設の追加（別表第1（第6条の2、第7条、第10条、第14条、第15条関係）関係）

都市公園	公園施設の名称
磐城平城しろあと公園	磐城平城しろあと公園体験学習施設

主

- 2 供用日及び供用時間の追加（別表第2の2（第6条の2関係）関係）

有料公園施設	供用日	供用時間
磐城平城しろあと公園体験学習施設	次に掲げる日以外の日 (1) 火曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後5時まで

な

内

- 3 使用料の追加（別表第4（第10条関係）関係）

- (1) 磐城平城しろあと公園体験学習施設使用料

施設区分	金 額	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
展示交流室	4,860円	6,480円
情報発信室	1,350円	1,800円
文化体験室(1)	1,080円	1,440円
文化体験室(2)	1,080円	1,440円

容

(2) 附属設備使用料

設備区分	単 位	金 額
マイクrophon (スタンド付)	1組1回	110円
ワイヤレスマイクrophon	1組1回	660円
ビデオプロジェクター (固定式)	1台1回	1,320円
液晶ディスプレイ	1台1回	1,320円
持込電気機器	1キロワットにつき	110円

主 4 使用料の減免の追加 (附則関係)

障害者が利用する場合や市内の学校等の児童生徒等が教育活動等において利用する場合等においては、使用料を減免する。

な
内
容

(施行日 市長が規則で定める日)

摘
要

- 磐城平城しろあと公園体験学習施設の概要
 - ・ 所在地 いわき市平字旧城跡28番地の3外
 - ・ 構造 木造平屋建
 - ・ 延床面積 223.99㎡
 - ・ 主な施設 展示交流室、情報発信室、文化体験室

議案番号	第22号	所属部課名	都市建設部 建築指導課
案件名	いわき市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正について		

いわきスマートタウンのモデル的開発に合わせ、適正な土地利用の誘導と良好な市街地の形成を目的に地区計画を定めたことから、当該地区計画に応じた建築物の制限を設けるため、所要の改正を行うもの。

(改正 内 容)

- 1 対象区域の追加（別表第1（第3条関係）関係）
地区計画に「いわきスマートタウン地区計画」を加える。
- 2 建築物の用途の制限（別表第2（第4条関係）関係）

主
な
内
容

区 域	建築物等の用途の制限（建築可能な建築物）
A地区	(1) 建築基準法施行令（以下「令」という。）第130条の5の3に規定する建築物 (2) 事務所 (3) 病院及び診療所 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する建築物 (5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する建築物 (6) 巡査派出所、公衆電話所及び令第130条の4に規定する建築物 (7) 学校（専修学校及び各種学校を含む。） (8) 公衆浴場 (9) 地区集会所 (10) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物
B地区	(1) 令第130条の5の3に規定する建築物 (2) 事務所 (3) 診療所 (4) 一戸建ての住宅（前3号に掲げる建築物の用途を兼ねるものを含む。） (5) 長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿（共同住宅にあっては、第1号から第3号までに掲げる建築物の用途を兼ねるものを含む。）

主 な 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td>(6) 老人ホーム (7) 動物病院及びペット美容室 (8) 巡査派出所、公衆電話所及び令第130条の4に規定する建築物 (9) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C地区</td> <td>(1) 一戸建ての住宅（次号に掲げる建築物の用途を兼ねるものを含む。） (2) 令第130条の5の2に規定する建築物 (3) 前2号に掲げる建築物に附属する建築物</td> </tr> </table>		(6) 老人ホーム (7) 動物病院及びペット美容室 (8) 巡査派出所、公衆電話所及び令第130条の4に規定する建築物 (9) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物	C地区	(1) 一戸建ての住宅（次号に掲げる建築物の用途を兼ねるものを含む。） (2) 令第130条の5の2に規定する建築物 (3) 前2号に掲げる建築物に附属する建築物								
		(6) 老人ホーム (7) 動物病院及びペット美容室 (8) 巡査派出所、公衆電話所及び令第130条の4に規定する建築物 (9) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物											
C地区	(1) 一戸建ての住宅（次号に掲げる建築物の用途を兼ねるものを含む。） (2) 令第130条の5の2に規定する建築物 (3) 前2号に掲げる建築物に附属する建築物												
	<p>3 建築物の敷地面積の最低限度（別表第2（第7条関係）関係） 対象区域内（B地区及びC地区に限る。）において、建築物の敷地面積は165㎡以上とすることを規定する。</p> <p>4 建築物の外壁の後退距離（別表第2（第8条関係）関係） 対象区域内（B地区及びC地区に限る。）において、外壁の後退距離は1m以上とすることを規定する。</p> <p style="text-align: center;">（施行日 公 布 の 日 ）</p>												
摘 要	<p>○ いわきスマートタウン地区の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位 置 いわき市平上高久字大日作の一部の区域等 ・ 面 積 約19.4ha <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 域</th> <th style="width: 60%;">主な建築物等</th> <th style="width: 25%;">面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地区</td> <td>スーパー等の大規模商業施設等</td> <td>約 1.4ha</td> </tr> <tr> <td>B地区</td> <td>居住、中規模の商業・業務施設等</td> <td>約 1.0ha</td> </tr> <tr> <td>C地区</td> <td>居住施設等</td> <td>約17.0ha</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	主な建築物等	面 積	A地区	スーパー等の大規模商業施設等	約 1.4ha	B地区	居住、中規模の商業・業務施設等	約 1.0ha	C地区	居住施設等	約17.0ha
区 域	主な建築物等	面 積											
A地区	スーパー等の大規模商業施設等	約 1.4ha											
B地区	居住、中規模の商業・業務施設等	約 1.0ha											
C地区	居住施設等	約17.0ha											

議案番号	第23号	所属部課名	土木部	住宅営繕課
案件名	いわき市市営住宅管理条例の改正について			
主 な 内 容	<p>60歳未満の単身者について、国からの通知等を踏まえ、市営住宅への入居を可能にするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">(改 正 内 容)</p> <p>1 入居者の資格の改正（第5条及び第37条関係） 18歳以上60歳未満の単身者について、規則で定める基準に従い、市長が指定した市営住宅及び市営改良住宅に限り、入居することができる規定を加える。</p> <p>2 入居者の選考の改正（第8条、第9条及び第44条関係） 18歳以上60歳未満の単身者が市営住宅に入居する際の選考について、従来の入居資格要件を満たす方から応募があった場合は、その応募を優先して入居者を選考する規定に改める。</p> <p style="text-align: center;">(施行日 令和7年4月1日)</p>			
摘 要	<p>○ 規則で定める基準 直近の公募において応募がなかった住宅。</p>			

議案番号	第24号～第35号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和6年度いわき市補正予算			
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度いわき市一般会計補正予算（第8号） ・ 令和6年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） ・ 令和6年度いわき市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） ・ 令和6年度いわき市介護保険特別会計補正予算（第3号） ・ 令和6年度いわき市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） ・ 令和6年度いわき市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号） ・ 令和6年度いわき市川部財産区特別会計補正予算（第2号） ・ 令和6年度いわき市水道事業会計補正予算（第3号） ・ 令和6年度いわき市工業用水道事業会計補正予算（第2号） ・ 令和6年度いわき市病院事業会計補正予算（第3号） ・ 令和6年度いわき市下水道事業会計補正予算（第2号） ・ 令和6年度いわき市農業集落排水事業会計補正予算（第2号） 			
摘 要	○ 主な内容は別紙			

議案番号	第36号～第56号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和7年度いわき市予算			
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度いわき市一般会計予算 ・ 令和7年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市介護保険特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市卸売市場事業特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市競輪事業特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市川部財産区特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市磐崎財産区特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市澤渡財産区特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市田人財産区特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市川前財産区特別会計予算 ・ 令和7年度いわき市水道事業会計予算 ・ 令和7年度いわき市工業用水道事業会計予算 ・ 令和7年度いわき市病院事業会計予算 ・ 令和7年度いわき市下水道事業会計予算 ・ 令和7年度いわき市地域汚水処理事業会計予算 ・ 令和7年度いわき市農業集落排水事業会計予算 			
摘 要	○ 主な内容は別紙			

議案番号	第57号	所属部課名	総務部	総務課										
案件名	字の区域の画定について													
主 な 内 容	<p>いわきスマートタウンモデル地区推進事業として、いわきニュータウンにおいて宅地造成される区域について、字の区域を画定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平上高久字大日作の一部</td> <td rowspan="8">中央台高久五丁目</td> </tr> <tr> <td>平上山口字小喜目作の一部</td> </tr> <tr> <td>平上山口字浜ノ作の一部</td> </tr> <tr> <td>平上山口字金折平の一部</td> </tr> <tr> <td>平上山口字日渡の一部</td> </tr> <tr> <td>平下山口字後沢の一部</td> </tr> <tr> <td>平下山口字桃木沢の一部</td> </tr> <tr> <td>平下山口字大沢の一部</td> </tr> </tbody> </table>		変 更 前	変 更 後	平上高久字大日作の一部	中央台高久五丁目	平上山口字小喜目作の一部	平上山口字浜ノ作の一部	平上山口字金折平の一部	平上山口字日渡の一部	平下山口字後沢の一部	平下山口字桃木沢の一部	平下山口字大沢の一部	
変 更 前	変 更 後													
平上高久字大日作の一部	中央台高久五丁目													
平上山口字小喜目作の一部														
平上山口字浜ノ作の一部														
平上山口字金折平の一部														
平上山口字日渡の一部														
平下山口字後沢の一部														
平下山口字桃木沢の一部														
平下山口字大沢の一部														
摘 要	<p>○ いわきスマートタウンモデル地区推進事業における宅地造成の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行面積 約19.4ha ・ 開発行為許可 令和6年12月27日 ・ 宅地造成期間 令和7年度～令和11年度（予定） ・ 宅地販売期間 令和8年度～令和12年度（予定） ・ 宅地分譲数 298区画（予定） 													

議案番号	第58号	所属部課名	都市建設部	都市整備課
案件名	事業委託契約の変更について			

主 な 内 容	<p>「常磐線泉駅自由通路修繕工事委託」</p> <p>令和5年いわき市議会6月定例会議案第18号（事業委託契約）で議決された本件について、事業進捗に伴い、天井材及び照明器具に劣化が確認され、修繕工事が追加となったことから、契約金額及び期間を変更するもの。</p> <p style="text-align: center;">（ 変 更 内 容 ）</p>		
	契約内容	変 更 前	変 更 後
	契約金額	金251,856,000円	金261,477,832円
	期 間	議会の議決を経た日の翌日から 令和7年3月31日まで	議会の議決を経た日の翌日から 令和8年3月31日まで

摘 要	<p>○ 契約の相手方 茨城県水戸市三の丸1丁目4番47号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員水戸支社長 下山 貴史</p> <p>○ 委託概要 老朽化した常磐線泉駅自由通路を修繕するため、鉄道事業者である東日本旅客鉄道株式会社に修繕工事を委託するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自由通路 延長 L = 約160m、幅員 W = 5 m ・ 自転車通路 延長 L = 約160m、幅員 W = 2 m
--------	--

議案番号	第60号	所属部課名	土木部	道路管理課
案件名	市道路線の認定及び変更について			
主 な 内 容	<p>市道認定する路線は、開発行為及び市道改良工事に伴い築造された道路を新たに市道とするものであり、また、市道路線の変更については、夏井川災害復旧助成事業及び市道改良工事等に伴い路線を変更するもので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 新たに市道として認定する路線 路線数 北一里塚7号線 外10路線 延長 2,508.9m</p> <p>2 認定路線を変更する路線 路線数 北白土宮田2号線 外5路線 (一部延伸するもの 2路線 81.9mの増 一部廃止するもの 4路線 1,382.7mの減) 1,300.8mの減</p>			
摘 要				

議案番号	第61号	所属部課名	土木部 道路管理課						
案件名	市道路線の廃止について								
主 な 内 容	<p>廃止する市道路線は、夏井川災害復旧助成事業及び水防用地（ストックヤード）造成に伴い廃止するものであり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>○ 廃止する路線</p> <table border="0" data-bbox="319 672 957 784"> <tr> <td>路線数</td> <td>後川原1号線</td> <td>外3路線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td colspan="2">627.6m</td> </tr> </table>			路線数	後川原1号線	外3路線	延長	627.6m	
路線数	後川原1号線	外3路線							
延長	627.6m								
摘 要									

議案番号	第63号	所属部課名	農林水産部	農業政策課
案件名	指定管理者の指定について (いわきの里鬼ヶ城)			
主 な 内 容	<p>いわきの里鬼ヶ城の管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を導入しているが、新たに指定管理者を指定するため、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 管理を行わせる 施設 の 名称 いわきの里鬼ヶ城</p> <p>2 指 定 管 理 者 東京都渋谷区東二丁目27番10号 T B C ビル 3 F 株式会社 S e e T A P 代表取締役 元 澤 佑 斗</p> <p>3 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで</p>			
摘 要	<p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <p>1 いわきの里鬼ヶ城の使用許可に関する業務</p> <p>2 いわきの里鬼ヶ城の施設、設備、備品等の維持管理</p>			

議案番号	第64号	所属部課名	総務部 人材育成支援課
案件名	包括外部監査契約の締結に関する件について		
主 な 内 容	<p>包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</p> <p>2 契約の始期 令和7年4月1日</p> <p>3 契約金額 金12,900,000円を上限とする額</p> <p>4 費用の支払方法 契約の定めるところによる</p> <p>5 契約の相手方 住所 福島県郡山市咲田2丁目3番6号 氏名 齋藤紀朗 資格 公認会計士</p>		
摘 要	<p>○ 地方自治法（抜粋） （包括外部監査契約の締結）</p> <p>第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p> <p>1 都道府県</p> <p>2 <u>政令で定める市</u></p> <p>※ 政令で定める市（指定都市及び中核市）</p>		

報告番号	第1号	所属部課名	土木部 住宅営繕課
案件名	債権放棄の報告について		
主 な 内 容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 公営住宅使用料等 2 放棄する金額 金3,767,274円 3 放棄件数 61件 4 放棄年月日 令和6年12月19日</p>		
	摘 要	<p>○ 第17条第1項第8号（抜粋） 私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徴収の見込みがないとき。</p> <p>○ 放棄する債権の概要 令和6年3月31日時点で時効期間が満了している徴収見込みがない公営住宅使用料、その他の住宅使用料、公営住宅駐車場使用料及び住宅使用料督促手数料の未収債権。</p>	

報告番号	第1号	所属部課名	こどもみらい部 こども家庭課
案件名	債権放棄の報告について		
主 な 内 容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第2号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 母子父子寡婦福祉資金貸付金 2 放棄する金額 金344,048円 3 放棄件数 2件 4 放棄年月日 令和6年12月20日</p>		
摘 要	<p>○ 第17条第1項第2号（抜粋） 破産法、会社更生法その他法令の規定により債務者がその責任を免れたと認められるとき。</p> <p>○ 放棄する債権の概要 破産法の規定により債務者がその責任を免れたと認められる母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収債権。</p>		

報告番号	第1号	所属部課名	水道局	営業課
案件名	債権放棄の報告について			
主 な 内 容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 水道料金 2 放棄する金額 金9,063,227円 3 放棄件数 488件 4 放棄年月日 令和6年12月24日</p>			
摘 要	<p>○ 第17条第1項第8号（抜粋） 私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徴収の見込みがないとき。</p> <p>○ 放棄する債権の概要 令和6年3月31日時点で時効期間が満了している徴収見込みがない水道料金の未収債権。</p>			

報告番号	第1号	所属部課名	医療センター事務局	医事課
案件名	債権放棄の報告について			
主 な 内 容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 市立病院診療料等 2 放棄する金額 金46,845,242円 3 放棄件数 913件 4 放棄年月日 令和6年12月25日</p>			
	摘 要	<p>○ 第17条第1項第8号（抜粋） 私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徴収の見込みがないとき。</p> <p>○ 放棄する債権の概要 令和6年3月31日時点で時効期間が満了している徴収見込みがない市立病院事業における入院・外来収益、室料差額、診断書料及び診療材料等の未収債権。</p>		

報告番号	第1号	所属部課名	教育委員会 学校支援課
案件名	債権放棄の報告について		
主 な 内 容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 学校給食納付金 2 放棄する金額 金239,946円 3 放棄件数 5件 4 放棄年月日 令和7年1月8日</p>		
摘 要	<p>○ 第17条第1項第8号（抜粋） 私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徴収の見込みがないとき。</p> <p>○ 放棄する債権の概要 令和6年3月31日時点で時効期間が満了している徴収見込みがない学校給食納付金の未収債権。</p>		

議案番号	第 号	所属部課名	農林水産部	林業振興課
案件名	田人財産区管理委員選任の同意を求めることについて (追加提案予定)			
主 な 内 容	<p>田人財産区管理委員7人のうち、1人の任期が令和7年3月25日で満了となるため、新たに選任するに当たり、いわき市田人財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるもの。</p>			
摘 要	<ul style="list-style-type: none">・ 委員定数 7人・ 任期 4年			

<p>諮問番号</p>	<p>第1号～第5号</p>	<p>所属部課名</p>	<p>市民協働部 男女共同・多文化共生センター</p>
<p>案件名</p>	<p>人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (追加提案予定)</p>		
<p>主 な 内 容</p>	<p>人権擁護委員20人のうち、5人の任期が令和7年6月30日で満了となるため、新たに推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。</p>		
<p>摘 要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員定数 20人 ・ 任 期 3年 		